

議案第三号

港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年二月十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例の一部を改正する条例

港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（平成二十七年港区条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条中「処分に」を「処分又は開示等の請求に係る不作為に」に、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の規定に基づく不服申立て」を「審査請求」に、「当該不服申立てが」を「当該審査請求が」に、「当該不服申立てに係る処分を取り消す」を「裁決で、当該審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る自己情報の全部の開示等をする」に、「不服申立てについて決定」を「審査請求について裁決」

に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この条例の規定による処分又は開示等の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項本文の規定は、適用しない。別表第一の十四の項、別表第二の十三の項及び別表第三の二の項中「減免に対する補助」を「補助等」に改める。

付 則

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の港区個人番号の利用並びに特定個人情報情報の保護及び提供に関する条例第二十六条の規定は、この条例の施行の日以後になされた実施機関の処分又はこの条例の施行の日以後になされた開示等の請求に係る実施機関の不作為に係る審査請求について適用し、同日前になされた実施機関の処分に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

（説 明）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）に基づき、区における個人番号を利用することができるとする事務等を追加するほか、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行を踏まえ、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。